

特定非営利活動法人福島県レクリエーション協会入会及び退会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人福島県レクリエーション協会（以下「本協会」という。）定款に基づき、入会及び退会に関する事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 本協会に入会しようとする者は、次の書類に、定款に定める会費を添えて申し込むものとする。

(1) 団体正会員

① 入会申込書

② 添付書類

ア 規約・定款等

イ 所属団体及び支部組織一覧

ウ 役員名簿

エ 前年度事業概況書、当該年度事業計画書及び当該年度収支予算書

(2) 個人正会員 入会申込書

(3) 公認指導者会員 財団法人日本レクリエーション協会登録料の納付をもって会員とするため不要。

(4) 賛助会員 入会申込書

(5) 名誉会員 本協会総会による推薦をもって会員とするため不要。

(退会)

第3条 本協会から退会しようとする者は、退会届を会長に提出しなければならない。

(会員の継続)

第4条 本協会に退会届を提出しない限りは、新年度に継続して更新するものとする。

(会員情報の変更)

第5条 提出書類記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

附則

- 1 この規定は、平成20年3月22日から施行する。
- 2 特定非営利活動法人の成立により、平成23年 1月22日改正。
- 3 旧協会顧問は名誉会員